

# 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究

## 1 研究代表者（所属・職位・氏名）

危機管理学部・准教授・鈴木秀洋

## 2 研究概要

児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿り、改善の兆しはない。

平成 28 年の児童福祉法改正は、子どもの権利主体性を明記した抜本的な改正を行った。その内容の一つの柱として、住民に最も身近な市区町村に対し、子どもとその家庭及び妊産婦等を継続的に支援していくための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）を整備すべきことを明記（法 10 条の 2）している。それに伴い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」、「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）を策定した。

市区町村は、これまで以上に、専門的な相談対応・必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能が求められ、総合的な支援拠点の設置運営が求められることとなった。

しかし、現実には、市区町村がどのようにして設置・運営していけばよいのか、そして都道府県がどのように拠点づくりを先導・促進していけばよいのか、そのモデル提示はなされていない。

本研究では全国の自治体へのアンケート調査（全 1741 市区町村及び都道府県悉皆）及び実地ヒアリング調査（27 自治体）を行うことで、支援拠点の設置促進を図るための課題と展望を明らかにする（拠点作りを加速させる）ことを目的とする。

## 3 研究期間（年度）

平成 29 年度

## 4 事業結果

平成 28 年児童福祉法の改正に伴い明記された「拠点」（市区町村子ども家庭総合支援拠点）について、今回鈴木秀洋研究室では、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業（平成 29 年度）「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査」の研究受託を受け、①全国の自治体へのアンケート調査、②全国の拠点設置自治体（一部予定）へのヒアリングを行うことで、拠点設置の課題を抽出（主に 6 つの課題）するとともに、今後の設置促進に向け、先行・先進自治体の紹介や具体的手法の提示を行った。加えて、③先行して支援拠点設置に取り組んできた自治体担当者らとのヒアリング、説明会、講演会の機会を通して、支援拠点の運営支援を行うことができる者の養成にも取り組んだ。

この調査研究ではその成果報告を行うものであり、詳細については「調査研究報告書」にて報告する。